

屋代高校の生活について

1 主な生活のきまり

- (1) 学習を生活の基本とし、より高い学力と知性の向上に努める。
- (2) 行動に責任を持ち、他人を思いやりを大切にする。
- (3) 高校生としての基本的生活習慣を確立し、生活の安全に努める。

2 屋代高校生としての生活の基本的事項

- (1) 登校・下校は定められた時間を厳守し、やむを得ない事情により、欠席・遅刻・早退する場合は学級担任に、居残る場合は教務に届け出る。

※ 開門は、
通例 7 : 30

		下校時間		施錠時刻
夏季	校舎内	届けなし	届けあり	18 : 30
		17 : 00	19 : 00	
	校舎外	19 : 00		—
冬季	校舎内	届けなし	届けあり	18 : 00
		17 : 00	18 : 00	
	校舎外	18 : 30		—

- (2) 在校時間中は、許可なく学校敷地外に出ない。
- (3) 自転車通学者は学校に申し出て、許可証をつける。自転車は定められた置き場に整頓して並べ必ず施錠しておく。ヘルメットの着用を強く推奨する。
- (4) バイクについて
 - バイクでの通学は禁止する。最寄りの駅又はバス停までについても同様とする。
 - バイク免許取得については、原則として禁止する。
- (5) 交通規則を厳守し、つねに通学の安全確保につとめる。交通機関利用者は高校生らしい節度をもって利用する。
- (6) 上履き・下履きの区別を厳守する。履き物は所定の昇降口下駄箱に入れる。上履きはサンダルまたは、指定のひも靴とする。
- (7) 所持品にはすべて記名を明確にしておき紛失した場合は速やかに届け出る。貴重品はロッカーに入れて施錠するか、又は身から離さないように心掛ける。
- (8) 学校施設・備品は丁寧に取り扱い、万一誤って破損した場合は速やかに届け出て指示を受ける。
- (9) 服装について
 - 制服は特に定めず、服装は自由とする。常に屋代高校生としての自覚をもち質実剛健を旨とし、服装は端正清潔を保ち、いたずらに華美に流れたり粗野にならないよう戒める。
 - 頭髪の染色、パーマ等及び装身具、マニキュア、化粧などについては、禁止する。髪型等は高校生としてふさわしいものとする。
- (10) 集会及び集会参加について
 - 集会を行う場合は予め集会の目的・日時・場所等を明記した行事届を出す。校外の集会参加（大会出場・試合参加なども含む）の場合も同様の届を出す。ただし宿泊を伴う場合は家庭承諾書（個人届）を出す。
 - 校外の集会参加の際は、特に本校生徒であるとの自覚をもって行動するように心掛ける。

※裏面に続く

(11) 学生割引証の発行について

○学生割引証を必要とする者は、学級担任の証明を受け、遅くとも3日前に事務室に交付を申し出る。
(身分証明書番号を明示)

○宿泊を伴う旅行は綿密な計画をたて、保護者の同意を得た上で学校長に届け出て、その承認を得て実施する。

(12) アルバイトについて

アルバイトは、原則として行わない。やむを得ずアルバイトを希望する場合は、学級担任の許可を受けて、保護者の了解のもとに事前に所定のアルバイト届を出し、内容・期間・場所等について学校の助言・指導により実施する。

(13) 好ましくない映画や雑誌を見たり、遊技場、酒類を扱う店等への出入り、飲酒喫煙など生徒としてあるまじき行為は絶対にしない。

(14) 班室の使用について

- 班室の使用は原則として放課後とする。課外活動以外の目的に使用してはならない。
- 班室の清掃・整頓は特に励行し、戸締りを厳重にする。
- 授業中使用していた場合は、概ね1カ月班員全員の入室を不可とする。

(15) 合宿について

- 班の合宿は、その必要ありと認められる場合に限り許可する。
- 合宿をする場合は、詳細な計画書を行事届に添付し、家庭承諾書(個人届のこと)を添え願い出て、学校長の許可を受ける。
- 合宿にあたっては保健・火気に特に細心の注意を払う。

(16) 諸届願について

- 諸届願は、学校所定の様式により確実に励行する。用紙はHRT、又は顧問に申し出して交付を受ける。
- 休学願・復学願・転学願・欠席届・公欠届・行事届・個人届(旅行届・集会届・大会参加届・入(退)班届・アルバイト届 etc.)、教室使用許可願・特別火気使用願等は原則として事前に届け出て、やむを得ない場合もなるべく速やかに(3日以内)届け出ること。長期に及ぶ欠席は必要に応じて医師の診断書を提出する。
- 転居・転籍・改名等は、その都度速やかに届け出る。

(17) 諸証明書・調査書等の発行交付は、少なくとも3日以前に提出先用途等を明らかにして願い出る。(卒業後は、県条例により調査書 500 円、その他の証明書 400 円の手数料を県収入証紙で事務室に納めることになっている。)

※「生徒手帳 生活のきまり」一部抜粋

3 ICT 機器使用について

近年、スマートフォンをはじめとするICT機器は、生活に必要不可欠なツールとなっている。本校でも1人1台端末の使用が始まったが、授業や家庭学習での有効活用の観点と、ネットを契機とした犯罪行為やネット上でのいじめ、健康被害等に対する懸念の両面を考え、よりよく使用すること。

- (1) 携帯電話は授業中の使用は厳禁とする。利用による危険性(個人情報漏洩, 多額請求, メール・ブログによる書き込み, いじめやトラブル, 訴訟問題など)を理解した上、節度を持ちモラルやマナーを守って使用すること。タブレット・携帯電話などを、他人の誹謗中傷に絶対利用しないこと。
- (2) 情報機器は個人情報が入っている。本人の責任で管理をしっかりすること。